

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	更新年月日（1回目）	直近の更新年月日
猪苗代町	西館地区（西館集落）	令和2年1月24日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

## 1 対象地区的現状

① 地区内の耕地面積	78.3 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者または耕作者の耕作面積の合計	69.4 ha
③ 地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	14.2 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	8.5 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	16.7 ha
(備考)	今後、現状を維持しつつ、生産コストの低減に取り組んでいきたいという意向がある。

注 1 : ③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注 2 : ④の面積は、下記の「(参考) 中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の合計を差し引いた面積を記載します。

注 3 : アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注 4 : プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区的課題

若者の農業者が減少し、高齢化が進んでいる。  
後継者の目途がついていない。  
新たなことに挑戦したいが、人手が不足している。  
農地の出し手となりたいが受け手がない。

注 : 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落の農地利用は、西館地区の中心経営体が担う。

認定新規就農者の受入れを促進することで対応していく。

農地所有者は、原則として営農改善組合に相談を行なった上で農地を機構に貸付け、耕作者は機構を通して農地を借り受ける。

注 1 : 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注 2 : 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取り組みに関する方針（任意記載事項）

（農地中間管理機構の活用方針）

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、原則として農地を機構に貸し付けていく。

（農地中間管理機構の活用方針）

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

（鳥獣被害防止対策の取組方針）

地域による鳥獣害対策（電気柵や追い払い等）の構築等に取り組む。

（新規・特産化作物の導入方針）

土地利用型作物以外に、収益性の高い園芸作物の生産を目指す。

（災害対策への取組方針）

水害対策で話し合いを行い、広報活動に取り組む。